

# 仕 様 書

## 1. 業務名

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会の実証実験のデータ収集と分析事業

## 2. 趣旨・目的

トラック運送業においては、総労働時間が長く、その中の荷主都合による待ち時間などについては、運送事業者のみの努力で改善することが困難な部分もあることから、トラック運送業における長時間労働の抑制に図るためには、運送事業者のみならず荷主からの協力も得て労働環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（以下、「地方協議会（※1を参照）」という。）における実証実験事業（以下、「本事業」という。）は、地方協議会での議論等を踏まえ選定した発荷主、着荷主及び運送事業者で構成される集団（以下、「対象集団」という。）が連携して実施する実証実験であり、トラック運送事業の長時間労働改善のための環境整備を図ることを目的とする。

※1 関東運輸局「地方協議会」に関する資料掲載ページアドレス

[https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/kamotu/kamotu\\_kyougikai/index.htm](https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/kamotu_kyougikai/index.htm)

## 3. 実証実験の内容

### （1）輸送品目ごとの課題及びその改善策を検証するための実証実験の内容

貨物自動車運送事業における生産性向上及び長時間労働の改善を図るため、商慣習や物流面での課題等について、特定の品目における実態面の調査や課題の改善策を検証するために以下のとおり実証実験を予定している。

#### ①輸送品目

「成人用紙おむつ」「生理用ナプキン」

#### ②対象集団

出荷元：1者（栃木県）

運送事業者：8者程度

納品先：埼玉県内、群馬県内、茨城県内5カ所程度、大阪府内2カ所程度

#### ③実証実験時期

令和3年2月下旬

#### ④実証実験の実施主体が実証実験の実施に必要な費用の支払いを行う。

#### ⑤実証実験の実施方法などについて関係者と適宜打ち合わせや調整を行い実証実験が滞りなく実施できるよう工程管理を行う。

#### 4. 実証実験のデータ収集及び分析

- ・本事業は、令和3年2月下旬以降に貨物課が指定する対象集団の出荷元から納品先の間の運送において実施主体の計画のもと行う実証実験においてデータの収集と分析を行う。
- ・検証にあたり、出荷場所から複数の納品場所までの経路毎に従来の手積み手降ろしによる運送とパレット化（T11型を予定）した運送を1運行ずつ行いその結果を比較検証する。
- ・実証実験の要因分析については、アンケートなどの定性的分析に加え、相関分析を行うなど定数的な指標に基づく課題分析を行う。
- ・実証実験を進めるにあたって事前に想定できなかった問題点や課題が発生した場合に備えPDCAサイクルを念頭に進める。なお、発生した問題点や課題については、他の事業者にも参考となる可能性があることから記録し、一般化した上で解決策も検討する。
- ・実証実験の取りまとめに際しては、実証実験の結果と関係者へのヒアリングから取りまとめる。PDCAを意識し、当該実証実験の次段階についても言及し、実証実験の実施主体に提供することで継続的な取組となるようにする。

#### 5. 提案上の留意事項

- (1) 実証実験が円滑に実施できるように各対象事業者との調整、連絡体制及び行程管理等について提案すること。
- (2) 「4.」によるデータ収集及び分析手法の提案の際には、以下の①～③に掲げる項目を含みつつ、どのようなデータを収集し分析できれば、改善すべきポイントが見えるかを提案すること。また、より効果的な提案があれば以下にかかわらず提案を行うこと。
  - ① 出荷元
    - ・バラ積みとパレット化による積載効率の変化
    - ・遠距離輸送時における荷姿の変化と対応コスト
  - ② 納品先
    - ・荷受け作業時間の変化
  - ③ 運送事業者及びドライバー
    - ・ドライバーの荷役負担比較

#### 6. 報告書等

- (1) 報告書（詳細版）：5部
- (2) 報告書（概要版）：5部
- (3) 電子データCD-R：2枚
- (4) 提出期限：令和3年3月31日（水）
- (5) 提出先：関東運輸局自動車交通部貨物課

(神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎)

7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) 本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- (3) 本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (4) 受託業者にはトラック運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」という。）のほか本業務に係る法令等の知識を有する者が所属していることとする。

9. 監督職員

関東運輸局 自動車交通部 貨物課専門官

10. 検査職員

関東運輸局 自動車交通部 貨物課長